

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当社は、福留ハム株式会社と称し、英文では、FUKUTOME MEAT PACKERS, LTD.と表示する。

### (目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 生畜の育成、処理および販売
- (2) 食肉の加工製造および販売
- (3) 畜産物の加工製造および販売
- (4) 副産物の加工製造および販売
- (5) 水産物の加工製造および販売
- (6) 食料品の加工製造および販売
- (7) 酒類・清涼飲料等飲料の製造および販売
- (8) 油脂の製造および販売
- (9) 乳製品、ソース、調味料の製造および販売
- (10) 飲食店の経営
- (11) 冷凍、冷蔵倉庫業
- (12) 不動産の賃貸および管理業務
- (13) 広告宣伝物の宅配業務
- (14) 各種広告等の代行業務
- (15) 調理機器の製造および販売
- (16) 食品製造機器の製造および販売
- (17) 前各号に関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を広島市に置く。

### (機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,360 万株とする。

### (自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

**(単元株式数)**

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

**(単元未満株式についての権利)**

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

**(株式取扱規程)**

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

**(株主名簿管理人)**

第11条 会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

## 第3章 株主総会

**(招 集)**

第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

2. 当社の株主総会は、本店所在地において招集する。

**(定時総会の基準日)**

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

**(招集権者および議長)**

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

**(電子提供措置等)**

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

**(決議の方法)**

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

#### **(議決権の代理行使)**

第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### **(株主の権利行使の方法)**

第18条 株主は、法令に基づき、取締役に対して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とするものの請求、または、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知するものの請求、その他株主の権利を行使する場合は、当社が認める場合を除き、権利行使の内容を記載した書面を当会社に提出しなければならない。

2. 当社が前項の請求に基づき、議案提案の理由および役員等の選任議案における候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することとする。

## 第4章 取締役および取締役会

#### **(員数)**

第19条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

#### **(選任方法)**

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。
4. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査等委員を選任することができる。

#### **(任期)**

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始の時までとする。

#### **(代表取締役および役付取締役)**

第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を定めることができる。

#### **(取締役会規程)**

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。

#### **(取締役会の招集権者および議長)**

第24条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### **(取締役会の招集通知)**

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2. 前項のほか、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

#### **(取締役会の決議方法)**

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充したときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### **(重要な業務執行の決定の取締役への委任)**

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### **(報酬等)**

第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### **(取締役の責任免除)**

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内で取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会、会計監査人

#### **(監査等委員会の招集通知)**

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### **(監査等委員会の決議方法)**

第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

#### **(監査等委員会規則)**

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会にお

いて定める監査等委員会規則による。

#### (会計監査人の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第6章 計 算

#### (事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

#### (剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

#### (剰余金配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### (配当金等の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

#### (附 則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第72回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内で取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第72回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。

昭和33年 3月21日 制定	平成 3年 6月27日 改正	平成27年 6月20日 改正
昭和40年 4月 1日 改正	平成 6年 6月29日 改正	平成29年 6月24日 改正
昭和42年 3月30日 改正	平成14年 6月27日 改正	平成29年10月 1日 改正
昭和50年 4月 1日 改正	平成15年 6月27日 改正	令和 2年 6月24日 改正
昭和54年 4月28日 改正	平成18年 6月24日 改正	令和 4年 6月23日 改正
昭和56年 4月28日 改正	平成20年 6月21日 改正	令和 5年 6月23日 改正
昭和61年 4月28日 改正	平成21年 6月20日 改正	
昭和63年 4月28日 改正	平成22年 6月19日 改正	
昭和63年12月16日 改正	平成24年 6月23日 改正	